

(社)山梨県不動産鑑定士協会における事例資料閲覧について

1 閲覧方法

閲覧日は原則火曜日及び木曜日となります。

完全予約制ですので、閲覧を希望する方は、閲覧を希望する日の一週間前までに(社)山梨県不動産鑑定士協会「事務局」まで電話で予約をして下さい。

ご予約のない場合は閲覧できませんのでご注意ください。

2 閲覧資格等

閲覧資格者は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補として国土交通省に登録されている方で「(社)日本不動産鑑定協会の会員」「所属不動産鑑定士協会の会員」及び「(社)日本不動産鑑定協会またはいずれかの鑑定士協会が発行した認定証を携帯する者」並びに罰則基準の定めにより閲覧停止等の処分を受けていない者。

閲覧者は入室の際、(1)(社)日本不動産鑑定協会の「会員証」(2)所属不動産鑑定士協会の「会員証」(3)「認定証」の本人の提示が必要です。

3 事例資料等の閲覧料及び複写料について

(1) 閲覧料	宅地・その他※(県内全域)	21,000円(消費税込み)
	林 地(県内全域)	31,500円(消費税込み)
	工場 地(県内全域)	31,500円(消費税込み)

※賃貸事例を含みます。

(2) 複写料 1事例2,100円(消費税込み)

ただし、事例の複写は1回の入場で10事例までとし、10事例を超える毎に閲覧料が必要となります。なお、取引事例の複写は、事務処理の都合上20事例以内とします。

(3) 市町村概況調書(事例閲覧市町村のみ可)の複写料は1枚5,250円(消費税込み)となります。

4 閲覧時間

午後 第1部:1時15分から2時45分 (最終入室 2時15分)

第2部:3時00分から4時30分 (最終入室 4時00分)

以上のとおりですので時間厳守をお願いします。

5 資料閲覧内容改定の通知について

資料閲覧内容の改定がある場合は、一週間前に(社)山梨県不動産鑑定士協会のHPでその旨、告知致しますので土協会事務局に御照会下さい。(<http://www.ykantei.org/>)

取引事例等閲覧時の注意事項

- ① 当協会にお越しの際には、(社)日本不動産鑑定協会会員証、各都道府県不動産鑑定士協会会員証、認定証の3点を必ずご持参下さい。忘れた場合は閲覧できません。
 なお、閲覧は予約された3点セットを所有する本人のみとなります(2人以上での閲覧はできません)。
- ② 当協会がある建物には駐車場スペースはありませんので、近隣の有料駐車場を利用して下さい(周辺への路上駐車はご遠慮ください)。
- ③ 閲覧可能時間は13:15~14:45又は15:00~16:30で、閲覧作業(コピーを含む)は各回終了時間の10分前までに終了してください(時間厳守)。
なお、入室は各回終了時間の30分前までにお願いいたします。この時間を過ぎますと入室できません。
- ④ 取引事例等の閲覧は速やかにお願いいたします。なお、資料のカメラ撮影、筆写等はできません。コピーのみとなります。筆記用具の持込はできません。
- ⑤ 料金は以下の通りです。
 閲覧料金； 宅地・その他※(県内全域) ¥21,000(税込)
 林地 (県内全域) ¥31,500(税込)
 工場地(県内全域) ¥31,500(税込)
 ※賃貸事例を含みます。
 複写料金； 1事例 ¥2,100(税込)
 市町村概況調書(事例閲覧市町村のみ可) 1枚 ¥5,250(税込)
 但し、10事例を超える毎に、再度閲覧料金を頂きます。
 なお、取引事例等の複写は、事務処理の都合上20事例以内とします。
- ⑥ キャンセルの場合は必ずお電話を下さい。

